平成２７年（フ）第６５３号
大阪府羽曳野市東阪田158番地の１
債務者　田中　静代
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第６５９号
堺市堺区戎島町２丁52番地　ベルポート401号
債務者　浅井　渉
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
北海道室蘭市八丁平５丁目10番７号
債務者　篠田　弘美（旧姓熊谷・神戸）
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
岩手県下閉伊郡山田町山田第４地割１番地22、前住所千葉県千葉市中央区登戸３丁目10番18号レオパレスコンフォートガーデン102号
債務者　湊　琴美
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２７年（フ）第８２号
群馬県館林市花山町2490番地の５　エムパレス一201
債務者　篠原　洋隆
１　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第４１号
新潟県上越市高土町２丁目３番16号
債務者　塚越　健治
１　決定年月日時　平成27年８月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第１３６号
静岡県富士市吉原４丁目５番15号
債務者　南　純子
１　決定年月日時　平成27年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１７８８号
大阪府高槻市富田町１丁目７－７－704（委任状記載の住所　大阪府高槻市富田町１丁目201番地７－704号）、住民票上の住所神戸市垂水区本多聞１丁目１番５－103号
債務者　大原　努
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２５９号
大阪市此花区伝法２丁目４番23―502号
債務者　豊田　重樹
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５２７号
大阪市東住吉区杭全２丁目２番24号　Ｈ２Ｏ東住吉２番館　803号
債務者　田中　綾
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５４６号
大阪府門真市上島町38番13号　ＮＳハイツ萱島・サンパレス208号
債務者　米津倭文子
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６１１号
大阪府寝屋川市上神田２丁目22番６号、前住所大阪府守口市東町１丁目22番18―413号
債務者　中道　みか
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９３２号
大阪市東住吉区公園南矢田２丁目17番28号　ケアハウスシエスタ505号
債務者　田中　福江
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９４５号
大阪市東淀川区菅原３丁目８番６―505号
債務者　古川　典江
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０３５号
大阪市東淀川区大桐５丁目１番36号　大桐コーポ　102号
債務者　畠山　幸子（旧姓丸田）
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０５４号
大阪市淀川区塚本２―17―13　メゾン塚本305号室、住民票上の住所奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺東２丁目３番16号
債務者　稲村　明彦
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１３７号
大阪市東淀川区小松２丁目14番32号　第１パレス東洋　402号
債務者　金森　秀臣
１　決定年月日時　平成27年８月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部